

令和4年第8回 邑南町議会定例会（第2日目）会議録

1. 招集年月日 令和4年12月5日（令和4年11月25日告示）
 2. 招集の場所 邑南町役場 議場
 3. 開 会 令和4年12月9日（月） 午前9時30分
 散会 午後0時27分

4. 応招議員

議席	氏名	議席	氏名	議席	氏名	議席	氏名
1番	奈須 正宜	2番	鍵本 亜紀	3番	野田 佳文	4番	日高八重美
5番	瀧田 均	6番	平野 一成	7番	和田 文雄	8番	宮田 博
9番	漆谷 光夫	10番	大屋 光宏	11番	中村 昌史	12番	辰田 直久
13番	石橋 純二						

5. 不応招議員 なし

6. 出席議員 13名

議席	氏名	議席	氏名	議席	氏名	議席	氏名
1番	奈須 正宜	2番	鍵本 亜紀	3番	野田 佳文	4番	日高八重美
5番	瀧田 均	6番	平野 一成	7番	和田 文雄	8番	宮田 博
9番	漆谷 光夫	10番	大屋 光宏	11番	中村 昌史	12番	辰田 直久
13番	石橋 純二						

7. 欠席議員 なし

議席	氏名	議席	氏名	議席	氏名	議席	氏名

8. 地方自治法第121条第1項の規定により、説明のため会議に出席した者の職氏名

職名	氏名	職名	氏名	職名	氏名
町長	石橋 良治	副町長	日高 輝和	総務課長	大賀 定
情報みらい創造課長	柳川 修司	地域みらい課長	田村 哲	財務課長	三上 和彦
町民課長	河野 博美	福祉課長	小笠原誠治	産業支援課長	白須 寿
建設課長	上田 修	水道課長	沖野 弘輝	医療政策課	口羽 正彦
保健課長	坂本 晶子				
羽須美支所長	上田 康典	瑞穂支所長	三浦 康孝		
教育長	大橋 覚	学校教育課長	高瀬 満晃	生涯学習課長	三上 徹
監査委員	森脇 義博				

9. 本会議に職務のため出席した者の氏名

議会事務局長 井上 義博 事務局係長 植田 靖子

10. 町長提出議案の題目 別紙のとおり

11. 会議録署名議員の氏名

議席	氏名	議席	氏名
5番	瀧田 均	6番	平野 一成

12. 本日の会議の概要は別紙のとおりである。

令和4年第8回邑南町議会定例会議事日程（第2号）

令和4年12月9日（金）午前9時30分開会

開議宣告

議事日程の報告

日程第1 会議録署名議員の指名

日程第2 議案の質疑

議案第109号 邑南町学校給食費条例の一部改正について

議案第110号 邑南町奨学基金条例の一部改正について

議案第111号 邑南町自治会館、多目的集会所及び農村公園条例
の一部改正について

議案第112号 邑南町町営住宅管理条例の一部改正について

議案第113号 邑南町職員の定年等に関する条例の一部改正について

議案第114号 邑南町職員の高齢者部分休業に関する条例の制定について

議案第115号 地方公務員法の一部を改正する法律の施行に伴う
関係条例の整備に関する条例の制定について

議案第116号 邑南町個人情報保護法施行条例の制定について

議案第117号 邑南町子ども条例の制定について

議案第118号 令和4年度邑南町一般会計補正予算第9号について

議案第119号 令和4年度邑南町国民健康保険直営診療所事業特別会計
補正予算第4号について

議案第120号 令和4年度邑南町後期高齢者医療事業特別会計
補正予算第2号について

議案第121号 令和4年度邑南町下水道事業特別会計補正予算第4号について

議案第122号 令和4年度邑南町電気通信事業特別会計補正予算第2号について

議案第123号 令和4年度邑南町水道事業会計補正予算第2号について

議案第124号 令和4年度邑南町一般会計補正予算第10号について

令和4年第8回 邑南町議会定例会（第2日目） 会議録

【令和4年12月9日（金）】

—— 午前9時30分 開議 ——

~~~~~○~~~~~

（ 開議宣告 ）

●石橋議長（石橋純二） おはようございます。これより、本日の会議を開きます。本日の議事日程は、あらかじめお手元に配布したとおりでございます。

~~~~~○~~~~~

（ 日程第1 会議録署名議員の指名 ）

●石橋議長（石橋純二） 日程第1、会議録署名議員の指名をいたします。5番瀧田議員。6番平野議員。お願いをいたします。

~~~~~○~~~~~

（ 日程第2 議案の質疑 ）

●石橋議長（石橋純二） 日程第2、議案の質疑。これより、議案第109号から議案第124号までの質疑を行います。はじめに、議案第109号、邑南町学校給食費条例の一部改正について、に対する質疑に入ります。質疑はありませんか。

（ 「ありません」 の声あり ）

●石橋議長（石橋純二） 無いようですので、議案第109号の質疑を終わります。続きまして、議案第110号、邑南町奨学基金条例の一部改正について、に対する質疑に入ります。質疑はありませんか。

（ 「ありません」 の声あり ）

●石橋議長（石橋純二） 無いようですので、議案第110号の質疑を終わります。続

きまして、議案第111号、邑南町自治会館、多目的集会所及び農村公園条例の一部改正について、に対する質疑に入ります。質疑はありませんか。

(「ありません」の声あり)

●石橋議長(石橋純二) 無いようですので、議案第111号の質疑を終わります。続きまして、議案第112号、邑南町町営住宅管理条例の一部改正について、に対する質疑に入ります。質疑はありませんか。

(「ありません」の声あり)

●石橋議長(石橋純二) 無いようですので、議案第112号の質疑を終わります。続きまして、議案第113号、邑南町職員の定年等に関する条例の一部改正について、に対する質疑に入ります。質疑はありませんか。

(「ありません」の声あり)

●石橋議長(石橋純二) 無いようですので、議案第113号の質疑を終わります。続きまして、議案第114号、邑南町職員の高齢者部分休業に関する条例の制定について、に対する質疑に入ります。質疑はありませんか。

(「ありません」の声あり)

●石橋議長(石橋純二) 無いようですので、議案第114号の質疑を終わります。続きまして、議案第115号、地方公務員法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について、に対する質疑に入ります。質疑はありませんか。

(「ありません」の声あり)

●石橋議長(石橋純二) 無いようですので、議案第115号の質疑を終わります。続きまして、議案第116号、邑南町個人情報保護法施行条例の制定について、に対する質疑に入ります。質疑はありませんか。

(「ありません」の声あり)

●石橋議長（石橋純二） 無いようですので、議案第116号の質疑を終わります。続きまして、議案第117号、邑南町子ども条例の制定について、に対する質疑に入ります。質疑はありませんか。

●日高議員（日高八重美） 議長。

●石橋議長（石橋純二） はい、4番、日高議員。

●日高議員（日高八重美） はい、失礼します。11月29日の産業建設委員会の、地の11というところに子ども条例のことが記載されています。その中の3点について、質疑を行います。まず最初に、前文のところの後半の部分なんですけども、下から4行目、共に暮らしやすいまちづくりを進める必要があります、と書かれています。この共にという意味、意味合いですよね。これについて、どういうふうに解釈をしたらいいのかという点と、それから第5条の4ページになりますけど、保護者の役割というところ。この中の文言で、心身ともに安らぐことができる家庭環境をつくり、というふうに書かれています。今、この心身ともに安らぐことができる環境が実現できるようにすることは、政治とか行政の責任ではないかと思うので、保護者に対して、こういうふうに条例で求めることがどうなのかというところの説明をお願いしたいということと、それからこの担当している課は地域みらい課が担当されていますけど、内容については教育の問題、福祉の問題、いろいろ含まれていると思うんですが、この条例を作成されるにあたって、教育委員会とか福祉課とかでは、どういうふうな関わりをされたのかを教えてください。以上の3点です。

○田村地域みらい課長（田村哲） 議長、番外。

●石橋議長（石橋純二） はい、田村地域みらい課長。

○田村地域みらい課長（田村哲） はい、前文に対する質問でございますけども、共にというところがあると思います。これについては、この段落のところから読み取っていただきたいと思うんですけども、大人と子どもというふうなニュアンスだと解釈してもらえればと思います。それから第5条心身ともにというところでございますけども、実はそこ

の部分については若干議論があったところがございますが、基本的には子どもの養育者は保護者であって、保護者が第一義的な責任を持つのが保護者でございますので、そういったことを環境を整えるのも、保護者の役割ということで記載をしているということでございます。以上です。

○田村地域みらい課長（田村哲） 議長、番外。

●石橋議長（石橋純二） はい、田村地域みらい課長。

○田村地域みらい課長（田村哲） はい、すみません。もう一つ、各課の関係ですけども、基本的には全ての課に関わるもんだと思っておりますが、今回条例に関しては、子育て村推進本部の実務者会議のメンバーということで、保健課、福祉課、それから教育委員会の両課、産業支援課のメンバーが深く関わってきておまして、というのが子どもに関する役割分担というところで、非常に関わりが多いところの課との連携ということで、その課で携わって条例の作成まであたってきたということでございます。それを、全てにおいてその課が所管する業務が、この条例に関わってくるということで関係しているということでございます。

●日高議員（日高八重美） 議長。

●石橋議長（石橋純二） はい、日高議員。

●日高議員（日高八重美） 前文の、共にというところなんですけどこの文章から前後の関わりから、大人と子どもがというふうに分けられるなとは思ったんです。ただ、この子ども条例の取り組み始めた動機というかそういうところから考えると、ちょっと納得ができないのが、共にという、大人と子どもが暮らしやすいまちづくりを進める必要があるというふうに分けられますよね。で、いうことは、子どももまちづくりに参加するという意味合いでいいですか。

○田村地域みらい課長（田村哲） 議長、番外。

●石橋議長（石橋純二） はい、田村地域みらい課長。

○田村地域みらい課長（田村哲） 後段のほうには、子どもの権利というところが入ってくると思います。子どもも意見を表明する機会というふうなことは、この条文にもうたっていますし、子どもも社会を形成する一つの役割はある、というふうに認識をしています。

●日高議員（日高八重美） 議長。

●石橋議長（石橋純二） はい、日高議員。

●日高議員（日高八重美） はい、町としての認識はわかりました。質問をこれで終わります。

●石橋議長（石橋純二） よろしいですか。

●日高議員（日高八重美） はい。

●石橋議長（石橋純二） ほかにございませんでしょうか。

●大屋議員（大屋光宏） 議長。

●石橋議長（石橋純二） はい、大屋議員。

●大屋議員（大屋光宏） 子ども条例の作った経緯というのは、議案の説明書にもあるとおり、子育て村基本構想が終わったあと、今後どうするかっていうことだと思うんですけど、その中で、今のキャッチフレーズで、日本一の子育て村を目指してっていうことがあるんですが、子ども条例にはそのことは何も触れていないんですが、今後その日本一の子育て村であるとか、日本一の子育て村を目指してっていうキャッチフレーズはどうなっていくのか。看板を立てられてそのままでいくのか、何か変わってくるのか、そこを教えてください。

○田村地域みらい課長（田村哲） 議長、番外。

●石橋議長（石橋純二） はい、田村地域みらい課長。

**○田村地域みらい課長（田村哲）** 説明の中では、何回も日本一の子育て村ということ  
を平成23年度からうたってきて10年間やってきたということなので、その理念を引  
き継いでってという話をしておりました。言葉として、今回の条例にはこの文言が盛り込ま  
れていないということだと思いますけども、全てにおいて、この言葉ってというのは浸透し  
てきたというふうに認識をしておりますし、この言葉が目指すところを、条例のほうでう  
たいこんでいるというふうに認識をしております。なので、例えば今の看板の所に、その  
ままの文言が残っているじゃないかというふうに言われますけども、その言葉を目指すと  
いうところの目標的なものは残すので、文言がなくてもそれを目指すことをやめたという  
わけではなくて、それが文言がなくても、実際にはそれを目指しているというふうに理解  
をしていただきたいな、というふうに思っております。

**●大屋議員（大屋議員）** 議長。

**●石橋議長（石橋純二）** はい、大屋議員。

**●大屋議員（大屋光宏）** なかなか子ども条例がいいのか、思いで言えば、子育て条例  
じゃないかっていう、言葉の話もあったと思うんですけど、そのあたりの議論がありなが  
ら、やはり、そのまま子ども条例にされたっていう、その経緯を改めて教えてほしいの  
と、どうしても残るのはこの条例だけなのでそういう意味でいうと、例えば僕だけのこだ  
わりかもしれませんが、前文の最後に、誰ひとり取り残されることなくってという言葉があ  
って、一般質問も出していますがこの意味はっていうことで、どこから出てこの言葉の意  
味はわかるんですけど、その何々を目標のためとか何かないと、要はSDGsだとか、それ  
に関連してという言葉と思うんですけど、浸透した日本一の子育て村って言葉は全然  
出てこないんだけど、こういう新しいことがポッとでてその言葉の意味とか使い方が浸透  
しているかどうかわからない中で、一方ではでているとなかなか何を目指しているのか、  
この条例は何であるのかちょっとぼやけてしまう気がして、改めて子育て条例にしたらど  
うっていうところが、タイトルがやはり子ども条例であるって意味合いが一つで、なか  
なか浸透しているからきちっと解釈されているかどうかわからないまま、誰ひとり取り残  
されることなくって言葉があえてここに入れた意味、逆にいうとこの言葉なくても話は通  
じるんですけど、入れる意味があったんだと思うんですけど、その入れた意味を教えてく  
ださい。

○田村地域みらい課長（田村哲） 議長、番外。

●石橋議長（石橋純二） はい、田村地域みらい課長。

○田村地域みらい課長（田村哲） 条例の名称については議論があつて、少し前までは子ども基本条例というふうにしようかなというふうに思っていました。それに対して、議会のほうにも出しながら、ちょっと広い意味をとというふうに思い始めて、子ども条例というふうに名称を変えてきたという経緯がございます。大屋議員言われるように、子育てというところに関しても、ネーミングの中でわかりやすくというふうに指摘がございましたけども、あまり付け加えることによって限定的になるってということではなくて、子ども条例というふうにするによって広く捉えていただけるんじゃないかなということで、ネーミングのほうはこれになったということでございます。で、前文のところは、これは委員会のほうでも質疑があったところでございますけど、改めて読んでみますと、子どもが将来への希望を持ち、誰ひとり取り残されることなくという言い回しになっています。なので、主体は子どもというところになってくるので。今回は子ども条例に関しては、子どもを基軸に考えて、子どもを守っていく、子どもの育ちをしっかりとみんなでサポートしていこうという思いがありますので、こういった文言になっているというふうに理解していただきたいな、というふうに思っています。

●大屋議員（大屋光宏） 議長。

●石橋議長（石橋純二） はい、大屋議員。

●大屋議員（大屋光宏） こたわることかどうかっていつも思いながら、やっぱりSDGsの言葉からきた言葉だと思うんですけど、あえてここにこの言葉を入れた意義ですよね、なくても話は通じるし、逆に解釈の仕方誰ひとり、主語は誰で、町は誰ひとり取り残されることなくなのか、文章として、頭からいくと邑南町は町民と協働し、誰ひとり取り残されることなくってわかりがいいのかわからないのか。使い方を含めていろいろあると思うんですけど、この言葉を入れようと思った思いっていうか、あえてここに入れた思いが聞きたいです。

○田村地域みらい課長（田村哲） 議長、番外。

●石橋議長（石橋純二） はい、田村地域みらい課長。

○田村地域みらい課長（田村哲） 今回、子ども条例という名前の条例ということですので、子どもを主体に考えていくうえで、子どもさん自体が取り残されることなくって言い回しにしています。ですので、これはあくまで子どもさんをしっかり守り育てていくって条例というふうに意味づけておりますので、こういった言葉の言い回しというところでご理解いただければというふうに思っております。

●石橋議長（石橋純二） いいですか。

●大屋議員（大屋光宏） はい。

●石橋議長（石橋純二） はい。ほかにはございませんでしょうか。

●漆谷議員（漆谷光夫） 議長。

●石橋議長（石橋純二） はい、漆谷議員。

●漆谷議員（漆谷光夫） 本部でもいろいろ議論されて委員会等でもいろいろ言う機会があったんですが、私も今回いじめの問題で質問を提出しておるんですけど、その中であって、これをよくよく読み返すなかでちょっとどうかなと思ったのが、いじめに関しては確かに17条で起こったあとの救済措置をするというふうに書いてあります。確かにそれも大事なことではあると思うわけですが、1点は、まず救済措置とは町はどういうことをされるのかということと、いろいろ前文から始まって読み返してみますと、子どもが健やかに育つ環境づくりとか、子どもの人権とかいうことはうたってあるわけですが、具体的に単語として、いじめとか、虐待とか、不登校とか、引きこもりとかそういう具体的な単語が使っていないのですが、これはあえてそういう言葉は使われなかったのか。そして、やはりそういう具体的なことに対して、まずはそういうことが起こらないようにするということもうたいこんで、間接的にはあるわけですが、具体的にないわけですが、そのへんのところをちょっと中身についてもう一度説明いただければと思います。

○田村地域みらい課長（田村哲） 議長、番外。

●石橋議長（石橋純二） はい、田村地域みらい課長。

○田村地域みらい課長（田村哲） 漆谷議員が言われたように救済のところ、それはフォローするというふうにまず思っていますが、これは言われたように起こってからじゃないかという議論がありました。ですので、それより前に発見したりそれにいたるまでの段階で、相談支援を受けたりするというふうな役割が必要だと思っております、その部分については、第6条で学校保育福祉施設等関係者の役割というところがありまして、そういったところが、第一義的に発見に結びつく場所だなというふうに思いますので、そういったところで、予防的なところの措置もとっていただく役割があるんだろうということですので、救済のところは、実際にそういった不利益を感じた方に対する措置というふうに、捉えていただきたいと思いますというふうに思います。

●漆谷議員（漆谷光夫） 議長。

●石橋議長（石橋純二） はい、漆谷議員。

●漆谷議員（漆谷光夫） それはわかるんですが、要はいじめというのは当事者間子ども同士の問題も多分にあるので、そんへんのところはどのように考えていけばいいのか。あまり言いようだと今度の一般質問であれですが、そういうところも含めてですね今一度考えてみる必要があるのではなからうかと。これをいっぺん作ると、なかなか皆さんに見てもらえるものでありますし、逆にこういう条例については、作るのが目的じゃないので、これがいかに実効性のあるものにしていくか皆さんに理解していただいて、これが本当に子ども達のためになるのか、このへんが私は一番大事なところだと思うので、もうちょっと誰でもわかるような、なるほどこういうことに力を入れておるんだなということも、私はいじめを通して、これはいじめを例にあげて言っておりますが、大事なことはないかと思しますので、ちょっと答えはもういいですが、そのへんも念頭に考えていただければと思います。以上です。

●石橋議長（石橋純二） 答弁はよろしいですか。

●漆谷議員（漆谷光夫） はい。

●石橋議長（石橋純二） ほかにはございませんでしょうか。

(「ありません」の声あり)

●石橋議長(石橋純二) 無いようですので、議案第117号の質疑を終わります。補正予算に対する議案の質疑に関しましては、あらかじめページ数を示して行っていただきますよう、お願いいたします。続きまして、議案第118号、令和4年度邑南町一般会計補正予算第9号について、に対する質疑に入ります。質疑はありませんか。

●大屋議員(大屋光宏) 議長。

●石橋議長(石橋純二) はい、大屋議員。

●大屋議員(大屋光宏) 2か所あります。一つが、ページが6ページの債務負担行為の補正です。議案の説明書等あるので内容は理解するんですが、この債務負担行為を行ってその限度額の金額が入ってないっていうのは、すでに契約済みなんだけどふるさと納税してもらって、企業版のふるさと納税の金額が決まってないのでそこに支払わなきゃいけない手数料の額が決まらないのでこういうことなのか。その反対で契約を今からするために必要なものとして、債務負担行為をとるのかを教えてください。もう1個が、戻っていただいて、5ページの繰越明許費の補正の脱炭素先行地域づくり事業費です。これは国からの交付金を受けて、町が補助金として出して、町の新電力会社が補助金を受けて行う事業ですけど、一般的に補助金を受ける団体が年度内に事業ができない場合は、何らかの理由で事業が年度内に完了しないってわかった時点で、その年は事業を取りやめる。農業関係はほとんどそうだと思うんですけど、補助金を受ける側の理由でこうやって繰越明許するってことは、今までまずなかったと思うんですけど、なぜ取りやめじゃなくて継続していくのか。これがオッケーなら、今後様々な分野で補助金を受ける側が何らかの理由があっても正当な理由であれば、全部繰越明許として次年度繰越で完成が次年度になってもいいよっていうことをやっていくのかどうか。それと理由として様々な理由があって、今日の環境で年度内に物が入らないっていうようなことが書いてあったので、そう思えば本年度も、ほかの課の事業においても同じような理由で繰越をされる可能性があるものがあるのか。町が行う事業じゃなくて、補助金を受ける側の事業として。2か所教えてください。

○田村地域みらい課長(田村哲) 議長、番外。

●石橋議長（石橋純二） はい、田村地域みらい課長。

○田村地域みらい課長（田村哲） 6ページの、債務負担行為のところでございます。これについては大屋議員が言われる部分でいうと、後者の部分でまだ契約はしておりません。ただ、なぜここで債務負担行為を設定するかと言いますと、これから契約したいと思っておるんですけども、これは契約期間が1年ということになります。なので、これから契約するのであれば議会が終わって例えば1月契約だとすると、来年の1月までが契約期間になるということですので、年度をまたぐということによつての債務負担行為でございます。実際には企業版のふるさと納税で受け入れます。それを歳入にするんですけど、それに対しての、マネジメントしてくださった企業に対する手数料を支払う行為が発生します。それが年度内に払えるのか年度を超えて払うことになるのかっていうのは、その契約の時点と実際にふるさと納税が行われて、それで請求行為がいつになるかということで、それが令和4年度になるのか、令和5年度になるのか。令和5年度になる可能性が高いなというふうに思っているところから、債務負担行為というふうに設定をしているということです。5ページのほうの脱炭素のほうの繰越明許費に関してですけども、実際には国の補助金によって繰越ができるものとできないものがある、というのが一つあると思いますけども、今回の分については、これは繰り越しできるという形でございます。実際には、今おおなんきらりエネルギーが補助事業者です。そこが今やろうとしているところが3か所ありますけども、それがやり始めてから終わるとというのが年度をまたぐということで、こういった措置をとったということでもあります。これから先、5年間同じような事業をやっていく必要がありますけども、この今の太陽光パネルを貼る事業に関していいますと、まずは調査から入って、調査したものに対して実行する経費をはじいて補助金の申請があがってくるということになります。そのタイミングが年度中、いつでもできる形になるというふうに思います。というのは例えば工期が数か月かかるから、そういう部分でいうと今の年明けぐらいからやろうとしても、それが年度内完了しないという補助事業であると申請ができないというふうになりますので、できるだけスムーズに施工していこうとすると、準備ができた段階で申請をしていただいてそこで交付決定をして、その際に年度を跨ぐのであれば、繰越っていう仕組みで完了まで目指すという形が必要なのかなというふうに思います。今年度この形でやってみますけども、次年度以降も申請のタイミングによっては、同じようなことが起こるのかなというふうに考えております。

○三上財務課長（三上和彦） 議長、番外。

●石橋議長（石橋純二） はい、三上財務課長。

○三上財務課長（三上和彦） 補助金を受ける側の都合でできなかった場合に、今後についてはどうなのかということだったと思うんですけども、今回は補助金を繰り越すことはできるということで、繰越をしております。ケースバイケースで、その補助金の考え方によるんだと思います。繰越ができない場合には単年度で終わる場合もあるし、できる場合には次年度に繰り越すこともできるんじゃないかというふうに考えております。

●大屋議員（大屋光宏） 議長。

●石橋議長（石橋純二） はい、大屋議員。

●大屋議員（大屋光宏） まず最初の債務負担行為ですけど、今から契約をするっていうところまではわかりました。その次に手数料を払うための債務負担行為なのか、契約するため。要はこの限度額の書き方だと委託契約で定める費用の額ってあるので、いつも同じような話をしとるんですけど、今から契約をするけど払える額はここに書いてあるように契約で定める額なので、議会は何を認めるんだらうっていうことがあって、青天井ですかという話になるんだと思うんです。ほぼ1割とか2割って決まっているんだしたら、契約でその費用がふるさと納税額の2割であるとか、そうやって書かれればよくわかるんだけど、払う額が不明瞭なものはどうやって認めるんだらう。契約で交渉でってあっても限度額なので、実際は1割程度であっても2割とかって書いてあれば、その以内でわかるんだけど。これではいくら払うかもわからないものを議会が認めるのか。議会が認めたから契約はどのようにしたって、いくらでも支払えるってなるので。この言葉でもうちよっとかえれないのかなと思います。もう1個は繰越明許費の話です。話はよくわかったので、脱炭素先行地域の場合は委員会資料は年度内に資材が入らないためっていうふうなことが書いてあったと思うんです。そうじゃなくて、先ほど課長が言われたような、今年度でいえば始まりがちょっと遅かったから、長期にわたる事業であって選定地域対象場所も多いので、年度内に事業が終了しないためがいいと思うんだけど、資材が入らないためって書いてあれば、みんなそうだよねって思いますよね。それともう1点は、繰越ができる補助事業かどうかというのは、例えば農業者だとか一般の人ってわからなくて、絶対しちゃいけないと思ったんだけど、してもいいやつと悪いやつがあって、しても繰越ができるやつはしてくれるんだって。ちょっと話が違う気がするんだけど、だから脱炭素のこの

事業は、繰越の理由はもうちょっときちっと書かれて、ほかの事業は本来繰越ができよう  
ができまいが年度内ごとに完了していくんだよっていうスタンスじゃないと、ややこしく  
なると思うんです。だからもとの書き方がちょっと理由が違うと思うんですけど。改めて  
脱炭素先行地域づくりは、なんで繰越をするのかっていうのをきちっと説明してもらえれ  
ばと思います。もう1点、すごい気になるのは、やむを得ずこうやってやるんですけど、今  
回もすでに繰越明許が3個でています。前回の臨時会でも一つあって、今年度の事業はすご  
いたくさん来年度に繰り越すんですけど、どうやって来年度消化するんだろう。来年度は新  
規事業はないのかなと思うんですが、これだけ繰越をしてどうなるんだろうと思うん  
です。どうなるのかっていうのが、事業が消化できるのかどうかっていう心配と、もう1点  
は、本来は今年度の事業は今年度で終了してその成果をみて来年度予算を組むんだけど、  
今年度の事業は全部繰越だったら成果を見ず来年度予算を組むので、来年度もまた予算は  
立てたけど途中で補正してまた繰り越してみたいな。永遠とこの繰越が続くと思うん  
ですけど、どこできりをつけてきちっとしていくのか。ちょっと繰越事業が多すぎて本当に消  
化できるのかな。ある意味あきらめてやめてしまってもいいと思うんです。例えば、脱炭  
素、今回の事業もつたいないけど今年度分でやめて、来年度からゼロからスタートすれば  
中途半端にならなくていいと思うんですけど。いつまでもこういう形で繰り越して繰り越  
していくのか。本当にそれで繰り越して来年度できなければまた繰越はできないので。そ  
ういうことをするならあきらめればいいのによって思うんですけど、ここで繰越を出す以上、  
絶対できるっていう意味なのか。来年度事業分も含めて大丈夫なのか。そのへんを教えて  
いただければと思います。

○田村地域みらい課長（田村哲） 議長、番外。

●石橋議長（石橋純二） はい、田村地域みらい課長。

○田村地域みらい課長（田村哲） 先にふるさと納税の分の言葉でなかなか判断しにく  
いというところなんですけど、逆にこちらのほうとしたら、まだ契約をしていないので明記  
をできなかったというのが理由でございまして、これから契約をすれば、そこに本当なら  
数字が入るんですけども、ちょっと数字でしっかり明記ができなかったというのは、まだ  
契約行為が行ってないからということが理由で、こういった書きぶりになっているとい  
うこととございまして。脱炭素先行地域の事業自体が、繰越でこう形になってしまったん  
ですけど、今年度のところは資料に書いたとおりの、これからパネルを用意するのに時間か  
かるからってことです。ただ、来年度以降は同じように事業を完了させるという目的のもと

に事業を執行されますので、言われるように年度内完了が基本で、審査をして交付決定をするべきものだというふうに考えます。ただ、そこがこれからの市場の動きってというのがどういうふうになるのか不透明なところもありますので、そういうところは精査をしながら、どのタイミングで交付決定をしていつに終わるのかというところは、しっかり確認をしながら交付決定していきたいというふうに考えております。

○日高副町長（日高輝和） 議長、番外。

●石橋議長（石橋純二） はい、日高副町長。

○日高副町長（日高輝和） 繰越明許の設定が、非常に多くなっているというところのご質問でございますけども、確かに前回の臨時会でも少しお話をしましたけども、通常繰越明許は3月補正で、すでにそれまでのところで契約をしているのが何らかの理由によって、例えば災害等が多いんですけども工事が完成しないということで繰越ということがありますけども、本年こうやってこの時期に繰越明許をしなければいけないような状況になっていることにつきましては、やはりコロナでありますとか、ウクライナの問題でありますとか、そういった資材の問題も含めて、なかなか工事の計画等が見通せない状況でのそういう状況になっているんだなというふうに考えております。やはり大屋議員おっしゃいましたように、基本的には予算は単年度主義でございます。単年度で3月31日までに事業を消化するというのが、基本だというふうに私どもも思っておりますけども、こういった世界情勢等も踏まえて、やむを得ない状況に現在なっているというのが、1点あると思います。それからもう1点でございますが、こういう状況でございますので、国の事業といいますか国の補正予算が、このたび第2次補正ができました。これまでもここ10年ぐらいは国の補正が年度の中盤以降に補正ができて、それに基づく事業がやはり正月明けからつくるような事業もたくさんできておまして、そういう意味では繰越も含めて国の補助事業の予算が通年的になってきております。そういうことに対応するために、どうしても補正予算で事業を計上して、その事業は繰越をさせてもらわなければ対応できないようなケースが大変増えておまして、先ほどおっしゃいましたように、いつになったらこのパターン終わるんかと言われてますと、これはかなり難しい状況かなと。基本的には単年度主義というのはあると思いますけども、やはり国の状況とその都度その都度補正予算ができてきますので、それに対応した事業を町とすればやっぱり出た以上は、有利な財源が出た以上は事業は展開していきたいと。それが町民の皆さんに還元することになるというふうに考えておりますので、少し事業展開が厳しいかなということはあるけれども、そういう有利な

財源がある事業については、やはり進めていきたいという思いがありますので、いつになったら終わるかということにつきましては、ちょっと厳しいかなというふうに思っております。ただ、事業の消化につきましては、これまでも災害等のことも含めていろんな事業を消化しておりますので、対応はできるというふうに考えております。

●大屋議員（大屋光宏） 議長。

●石橋議長（石橋純二） はい、大屋議員。

●大屋議員（大屋光宏） 少し繰り越す事業を繰り越すのあきらめてやめたらって言ったのは、今副町長答えられたのは、年度当初にいろいろ入って補正予算が国から入ってってというのは、それはそれでわかっているのですがそういうのはこれからある中で、今繰越は基本的には年度当初であるとか6月補正の早い時期のことなので、それは終わっておかないとあとできないですよって話なんですけどそれは置いておいて。もう1個最後の質問でこの事業やめたらって言うもう1個の理由が、おおなんきりはまだ国からの電気小売の認可を受けてないんだと思うんです。認可を受けた状態と受けてない状態でこの事業を進めていくのに、おそらく経営上の差は太陽光パネルで発電したときの余剰の電力、その家とか施設が使うのはお金いただけるんだけど、余ったのを中国電力に売るか他の家に売るかのときの差額なんだと思います。小売の免許がまだおりていない段階で、この事業を進めていっても経営上はメリットは少ないだと思っただけです。そういう意味で、それでもやっていってもおおなんきりの経営は大丈夫なのか。あまり無理して、補助事業だからやらなきゃいけない、やったほうが特だっていうのでやっていった結果的に経営が苦しくなるとか、そのへんは大丈夫なかっていうのがあって、この事業は繰り越してでも、全部やっていってもおおなんきりの経営って言うのは、大丈夫かっていうそこを教えてください。

○田村地域みらい課長（田村哲） 議長、番外。

●石橋議長（石橋純二） はい、田村地域みらい課長。

○田村地域みらい課長（田村哲） 前の質問で言いそびれたことがあったので、それを先に言わせてください。実は公共事業に関してのPPA事業に関しては、今のようなことで繰越明許という話をしております。実はその一般家庭であるとか、これから事業所にも屋

根設置をしていこうと思いますけども、その場合には相手側のタイミングというのがございます。家についてはいつから建て始めて、ちょうど足場がある段階で屋根に設置するというのが、例えば2月1月とかいうこともあり得る話なんです。そうしたときに太陽光をつけた場合には、申請があった場合には年度をまたぐという可能性もあるし、あとは事業所も同じことです。屋根補強をするというタイミングが、必ずしも年度頭ではないということもあり得りますので、今後は公共事業以外のところに事業をする場合にはそういったタイミングによっては、繰越というふうに対応しないとならない場合があるというふうに考えております。ちょっとこれ補足させてください。今の経営の部分です。実際の小売免許については、以前から11月頃というふうに話をしていますけど、実際今現状ではおりていません。私たちは、12月中にはおりるもんだというふうに期待をしておりますけども、却下されたわけではなくてまだ審査の段階にありますので、いずれにしても小売免許の事業に関しては、おりてくるというふうに考えています。まず、なぜここまで引っ張られるかというのですね、今市場の部分でいうと市場の電気料が高くなっているということだと思いますと、小売電気事業者に対する免許申請に対して国が考えているのは、発電源を確保しているかどうかというところが、非常に大きな判断材料になっているということだというふうに聞いています。その場合ですと、おおなんきらりでいうと、パネルを設置してそれが自前の発電源というふうになってきますので、まずそこからスタートしているのはそういう意味です。ただそこでそれを小売というふうにのせようと思うと、免許がないと売れないということになりますので、そういったところでいうと、安定的な経営ができていないということです。ですのでこれから免許がおりて小売ができるようになったら、徐々にそういったところが好転していくのかなというふうに考えております。もう一つは太陽光パネル自体を設置するときに補助金が入りますので、安くそこがパネル設置できるというのが一つのメリットだというふうに思いますので、それで発電源を確保しながら最終的には小売というところまでいけば、うまく経営も成り立つのではないかとというふうに考えております。

●石橋議長（石橋純二） ほかにはありませんでしょうか。

（「ありません」の声あり）

●石橋議長（石橋純二） 無いようですので、議案第118号の質疑を終わります。続きまして、議案第119号、令和4年度邑南町国民健康保険直営診療所事業特別会計補正予算第4号についてに対する質疑に入ります。質疑はありませんか。

(「ありません」の声あり)

●石橋議長(石橋純二) 無いようですので、議案第119号の質疑を終わります。続きまして、議案第120号、令和4年度邑南町後期高齢者医療事業特別会計補正予算第2号についてに対する質疑に入ります。質疑はありませんか。

(「ありません」の声あり)

●石橋議長(石橋純二) 無いようですので、議案第120号の質疑を終わります。続きまして、議案第121号、令和4年度邑南町下水道事業特別会計補正予算第4号についてに対する質疑に入ります。質疑はありませんか。

(「ありません」の声あり)

●石橋議長(石橋純二) 無いようですので、議案第121号の質疑を終わります。続きまして、議案第122号、令和4年度邑南町電気通信事業特別会計補正予算第2号についてに対する質疑に入ります。質疑はありませんか。

(「ありません」の声あり)

●石橋議長(石橋純二) 無いようですので、議案第122号の質疑を終わります。続きまして、議案第123号、令和4年度邑南町水道事業会計補正予算第2号についてに対する質疑に入ります。質疑はありませんか。

(「ありません」の声あり)

●石橋議長(石橋純二) 無いようですので、議案第123号の質疑を終わります。ここで休憩とさせていただきます。再開は10時30分といたします。

——午前 10時 18分 休憩 ——

——午前 10時 30分 再開 ——

●石橋議長（石橋純二） 再開をいたします。続きまして、議案第124号、令和4年度邑南町一般会計補正予算第10号について、に対する質疑に入ります。質疑はありませんか。

●瀧田議員（瀧田均） 議長。

●石橋議長（石橋純二） はい、瀧田議員。

●瀧田議員（瀧田均） 説明書の4ページから7ページの関連です。邑学館新館別棟整備事業について、全員協議会の場合でも9月議会後の工事発注の遅れた理由が説明をされましたが、そもそもこの施設は矢上高校の寮として、令和5年度当初から高校生が利用できるよう令和3年度から基本設計等を行い準備を始めたと理解をしておりますが、なぜこのように事業が遅れてきたのか。最初の時点から説明をいただきたいと思います。お願いします。

○田村地域みらい課長（田村哲） 議長、番外。

●石橋議長（石橋純二） はい、田村地域みらい課長。

○田村地域みらい課長（田村哲） まず、令和3年度に予定していたものが、土地の造成設計、建物の設計業務でございました。土地のほうの、敷地のほうの造成工事の設計については、5月28日から令和4年の3月14日というところで完了しております。次に邑学館新館別棟のほうの設計業務についてですが、これは契約期間が令和3年の9月29日に契約をしております、当初の完了を令和4年の1月25日というふうに定めておりました。契約金額は950万程度ということでございました。これを設計業務にあたる際に当事者といいますか、利用者、学校、指定管理のビレッジプライドさんですね、そこ十分協議をして利用者、使う方が納得いくものが必要だというふうに考えまして、設計期間中に高校の教員とのワークショップ、寄宿舎生徒へのヒアリング、指定管理者との事務的な協議というふうに行いました。例えば、高校職員とのワークショップについては男女で入れ替えができるようにしてほしい。現在、今のところ新しい新館別棟は同性の方しか入れない。男子にするか女子にするか。共用できないというふうになっております。さらに学習スペースがほしいという意見がございました。大きいのは指定管理者との協議のと

ころでいうと、当初は別館にも食事ができるスペースを確保しようというふうに考えていました、建物が別なので。ですが定員が増えないということからいうと、今の本館のほうで調理をして、本館に食べに来ていただくほうが管理上もいいだろうというふうな判断がありましたので、当初予定していた新館への食堂スペースは必要ないというふうな意見がでてきたということで、そういったところ。あと、寄宿舎生徒さん自身については、学習スペースがほしいという意見がございました。4人部屋で生活していますので部屋での勉強というのは、4人が同じ目標に向かっていけばいいんですけど、中にはそうじゃない、学年が違いますので、3年生と1年生ではなかなかモチベーションも違うんだろうなと思ってしまいうんですけど。一人で集中してできるようなスペースがほしいという意見がございました。こういったことをしっかり盛り込んでいくのに時間を要しまして、設計の業務については6か月、半年延長になりまして、今年の7月4日に完了したということである、まずここが遅延理由というふうに思っています。令和4年度に入りまして、土地の購入を行いました。さらに敷地の造成工事、現場に着手してます。これは5月に着手して9月に完了したところでございます。これを受けて、実際の建物の部分に入っていったんですけども、これは9月の産業建設常任委員会で説明したところでございますけども、単価等の部分の増額があったということで、当初予算では対応が難しくなったということで、第1回目の補正をお願いしたところでこれについて承認をいただいたんですけども、この時点で年度当初での入寮は難しいのかなという話で、設計が6か月遅れた部分でいいますと、2学期からという話をしていたというふうに思います。さらにいうと、この予算に関しては、ラップルコンクリート、要は地盤のところの工事があるということで、そういったところも増えた要因というふうに説明をさせていただいたところであります。こういうふうに、それともう一つは設計内容について、第三者の意見をしっかり確認したのかということがありましたので、島根県の建築住宅センターのほうに、建築設定にかかる詳細業務をお願いしたというところで、その出来上がりを待っていたというのが二つ目の遅延理由というふうになっています。さらにいうと、今回は2億円を超える大きい工事でございますので、入札方法については指名競争入札ではなくて、制限付きの一般競争入札というふうな、簡易的な競争入札というのが慣例になっているということがありますので、そういったところの仕様書の作り込みっていうところも、少し時間を要したというふうに思っております。そういったところから今にいたっているというふうにご理解いただきたいなということで、いろんな要因があって、ここまでずれ込んできたということでございます。

●瀧田議員（瀧田均） 議長。

●石橋議長（石橋純二） はい、瀧田議員。

●瀧田議員（瀧田均） 細々と説明していただきましたが、業務執行に怠慢があったということではないということ、一生懸命やっておられるということがよくわかりました。次に、補正予算増額をできるだけ安くするために、または工事費自体の費用を少なくするために、工事の実設計を変更する等の手法も考えられると思いますが、現在の状況で本当に工事費を安くすることができるのか。資材費が高くなるが続いている昨今非常に不安を感じているところです。追加の設計費はかかりますし、利用しやすさが低下するのではないかと心配もしているところです。現在の実設計を白紙に戻して新たな設計にやり直すには当然それなりの時間が必要となり、事業完了がより遅延することを危惧しております。仮に令和5年度の当初予算で事業費を計上することを想定した場合ですが、3点お聞きしたいと思います。1点目、設計変更によって工事費を現在より安く本当に安くすることができるのか。2点目、年度内に工事が完了して令和6年度から利用を開始することができるのか。3点目、現在の事業予算は過疎債等で確保されていると説明を受けておりますが、実財源がどの程度なのかなど、事業の財源内訳をわかりやすく説明していただきたいと思います。また、仮にと前置きした新年度からの新たな事業費予算はそもそも確保できることになるのか。以上お聞きしたいと思います。

○田村地域みらい課長（田村哲） 議長、番外。

●石橋議長（石橋純二） 田村地域みらい課長。

○田村地域みらい課長（田村哲） まず減額できるのか、というところがございますけれども、9月の補正予算をお願いするときの段階もですね、なるべく費用を抑えようというふうな努力をしてまいりました。具体的には、テラスの格子の取りやめをしたところであるとか、建物内の内部の階段とか、動線を検討してそういったところを削減してきたというところだとか、ユニバーサルトイレの使用の変更、それからテラスデッキの取りやめ、最低限生活に必要な部分ではなくて、より快適な空間をとということで設計のほうでは考えていた部分を削らざるを得なかったというのは、費用をみての考え方です。なのでこの段階で、すでに削るものは削ったというふうに理解をしていますので、今回の12月の補正予算に関しては、これ以上削るものがない。実際には、それで単価上昇の部分だけをお願いしているというふうなところがございますので、安くできるのかという問いに関して

は、安くないというふうにお答えをさせていただきたいと思います。それから仮にという言い方でございますけども、これまでしっかり時間をかけてきたということは先ほど説明したとおりでございますので、これを前に戻すということになると相当な期間を要するというのは、議員がおっしゃられたとおりでございます。これから先の予定を逆に言いますと、議会の承認が得られればすぐに公告を出しますけども、今回は先ほども言いましたように制限付きの一般競争入札という方式をとりますので、入札に参加される業者さんにもしっかりそうした設計の時間であるとか、入札前に準備をしていただくのに1か月ぐらい要するということになりますので、このままいったとしてもですね、着工には来年からでないといけない。当然その前に議会のほうでの承認を得ないといけないというふうにありますので、そういった手続きも踏まえるということがこれからの先の段取りというところでもありますので、それを全て設計からやり直すというと、かなりの時間を要するというふうにご理解いただきたいなというふうに思っております。

○三上財務課長（三上和彦） 議長、番外。

●石橋議長（石橋純二） はい、三上財務課長。

○三上財務課長（三上和彦） 現在の事業予算は、実財源がどの程度必要なのか。事業の財源内訳を説明をいただきたい、というようなご質問だったと思います。まず、工事請負費のみではなくて、邑学館整備事業全体額で説明をさせていただきたいと思います。現在の事業予算の9月補正後の財源内訳は、過疎債が4億9,190万。まちづくり推進基金繰入金、これが1,520万。これは過疎債を充当できない部分、つまり起債対象外に充当します。具体的にいきますと、少額備品20万円未満とか耐用年数5年未満が該当します。それと一般財源を19万9,000円という内訳となっております。工事請負費、それから工事管理業務委託料のみでいきますと、ほとんど過疎債を充てることになっております。それから今回の追加分で、工事請負費3,225万3,000円に対する財源の内訳ですけども、年度途中の補正でございますので、過疎債はなかなか難しいという判断から、合併特例債を3,060万。その他については一般財源を165万3,000円を充てております。続いてのご質問で、新年度から新たな事業予算は確保できるのかについてでございますけども、令和5年度当初予算に改めて予算計上した場合、財源について影響がでるというふうに考えています。過疎債の枠のことでございますけども、島根県全体で毎年度同様の額の枠の設定がされています。学校と病院については島根県の特別分ということでございまして、これについては100%つくと思います。学校や病院を除くその

他の事業の枠については、島根県19市町村の要望額に応じて配分額が決定をされます。来年度邑南町として、石見中学校と邑智病院の本館建て替え事業で計画額、ざっくりとした数字を申し上げますと、約30億円の過疎債を要望する予定でございます。ちなみに令和4年度については、石見中学校と邑智病院の本館建て替えの関係で約14億の要望をしております。令和4年度は令和5年度予定額の2分の1程度でございますが、学校及び病院以外の過疎債要望額に対する配分額につきましては、第一次協議というのがございまして、その段階では下回っている状況でございました。仮に令和5年度に邑学館建設で過疎債を要望行った場合で配分がなかった場合、合併特例債を充てることとなります。過疎債が充当できれば起債対象額事業に対して100%充当ができるわけですが、合併特例債になった場合には、95%の充当ということになります。5%は町で負担しないといけないこととなります。考えられますのは、その5%をまちづくり推進基金の繰入金、特定財源ですがこれもこれを充当するか、または一般財源で対応することとなります。それから仮にですね7年度以降にずれ込んだ場合には、合併特例債は使うことができなくなりますので、さらに影響が出ると考えております。以上でございます。

●石橋議長（石橋純二） 暫時休憩させていただきます。

——午前 10時 47分 休憩 ——

——午前 10時 49分 再開 ——

●石橋議長（石橋純二） 再開をいたします。

●瀧田議員（瀧田均） 議長。

●石橋議長（石橋純二） はい、瀧田議員。

●瀧田議員（瀧田均） はい、ただいま財源の説明をしていただきました。事業予算のほとんどが有利な起債を活用するということがわかりましたし、今回の補正額を含めて一般財源は約20万と165万ということで、200万以内に収まっているということも確認できました。そうしたことも勘案し、財政的にもこのままこの事業を進めることがよいのではないかと、私は思っているところでございます。そこで最後に質問をいたします。この事業の完了に向けて、何を一番重視すべきと考えておられるか伺います。

○石橋町長（石橋良治） 議長、番外。

●石橋議長（石橋純二） はい、石橋町長。

○石橋町長（石橋良治） 大事な問題ですから、私のほうから改めて答弁をさせていただきます。まずはじめに、事業がだんだん遅れてきたという課長の答弁がいろいろあったわけでありまして、立ち返って考えてみると、例えば設計を考える場合においてワークショップであるとか、あるいはヒアリングであるとか、指定管理者に対する協議とかというのは、前もってできる部分もあるのではないかなというふうに、私は今感じております。それをもって、設計に入っていくってということがあってもよかったのかなというふうに思っておりますし、あるいは建築住宅センター、本当に大事な指摘をいただいたわけでありまして、これも当初から入っていただいて、そもそも混乱なくスムーズに単価設定ができるようなやり方もあったんじゃないかと思っておりますし、ある意味では我々執行部の後手に回ったという部分については、私のいたらなさということでお詫びをしたいと考えております。それからなぜこういうことをやらなきゃいけないのかって基本的な考え方ということではありますが、やはり皆さん方も感じていらっしゃると思いますが、この寮の改築については矢上高校の永久存続ということが一番の基本でありまして、その中で入寮生の生活環境を改善していくというのを、どうしてもやらなきゃいけない今喫緊の課題だろうというふうに思っております。ですからいろんな過程はあって大変申し訳ありませんでしたけども、ぜひこれをやらしていただきたい。そして財源の問題についても県に対してぜひ過疎債で充当できるように、私も汗をかいていきたいなというふうに考えてございますので、何卒ご理解賜りたいなというふうに思っております。

●石橋議長（石橋純二） ほかにございませんでしょうか。

●辰田議員（辰田直久） 議長。

●石橋議長（石橋純二） はい、辰田議員。

●辰田議員（辰田直久） 私はいろんなことが詳しくないんで、そういった想定問答ではなくて筋論を含めて質問いたしたいと思っております。普通に考えて同一案件で二度の補正がでるとするのは、珍しいことだと私は理解をしておるところです。全協でも時間をかけて

議論をされた議案でも事業でもありますが、昨日も産業建設常任委員会で予定もなかったんですが、急きょ地域みらい課に来ていただいて、疑問点をそこで協議をした経緯があるところがございますが、まず入札が遅れたというかなかなか具体的な前に進まんなどというニュアンスで、私らも当初予算が出たときからいけばいつになったら具体的な話になっていくんだろうかというようなところの中から、9月補正が出てきました。それでそのあとの遅れた理由については、これまでも課長のほうからも説明がありました。そのあと建設審査会等、県の関係のほうへ調べていただいたり、査定していただいたらどうかといったこともあって、全協の中でもそういったことがあったから、遅れたというニュアンスの発言もありました。それでそのへんを突き詰めていったときには、この設計は改選前の議会等で、グレードの高いものがいいからということでやっていただくということだったので、こういった設計になつるという答弁もありました。そのグレードが、当初予算では3億四五千万でできるということで、全然それは議会としてはそういったかたちで何か異論も何もなかったはずですが、そのあと物価の値上がり等があったかたちで補正も組まなければなくなってきたんだと思うんですが、まず執行部の姿勢として、そういった遅れたというのがそういったものに転化するとか、入札自体少し怠慢さがあったのかということでは、そういった発言もないし認められていない。それから逆にいえば、大型事業がたくさん今年度からでてきて、この事業に対しましても業者さんも限られてくるわけです。そうすると、今人手不足で管理者がいなくて入札を行っても、果たして地元等で受けられるところがあるかどうかという配慮があって、また遅れているのかといういろんな形があるわけです。それがよし悪いじゃなくて、やはり遅れてきたことがこういった補正を組み、また単価が上がってきたことには間違いはないと思います。そういった中で一般的には1億円相当の住宅を建てるにしても、それが値上がりして1億四五千万になったとしたら、そこはやはり1億円ぐらいの予算だったので、そこに収めようとする努力をして今のようになんかを落としたり、少し規模を縮小したりして予算内に収めようとするのが普通の考え方じゃないかと思います。その中で商業施設とか事業施設というものは、主要部分がなかったら目的が達成できないので削ることはできない。それだけお金を積んでいかないといけないということもあるわけですが、ここの邑学館の事業目的に、コロナ禍の中で寄宿舎生活を送る矢上高校寄宿生の三密の状況を軽減するためってうたってありますが、今の増額した部分がなければ三密回避にならない住宅しかできないんでしょうか。そのへんももう一回考えてみる必要がある。財源の問題も確かに大事かもしれませんが、私どもも9月の補正を組んだときに、その金額でならいうて賛成をして通過した議案でもあります。ですからその額以内で目的ももちろん達成される。設計見直しをしてみるとということが私はまず第一だと思います。それで目的も達成できるようであれば、おそらくこの議

員さん全員賛成で可決される可能性は高いように私は思いますが。この点について、私が今言った発言の中で何かコメントがあればお願いします。

○田村地域みらい課長（田村哲） 議長、番外。

●石橋議長（石橋純二） はい、田村地域みらい課長。

○田村地域みらい課長（田村哲） 建物の機能という部分に関しての質問だったと思いますが、それは先ほどの瀧田議員さんの質問の中でもお答えしていますように、必要最小限のものにやる努力はしてきたということでございますので、これ以上の削減に関しては、生徒さん達のヒアリングでありましたものに近づけることが困難だというふうに考えられます。生徒さん達の意見の中でお風呂に入るときに混雑するということがあって、今回はシャワー室というのをかなり数を設けております。さらにいうと、同じタイミングでトイレに行くことが多くて、トイレも順番待ちということが現状あるということをおっしゃっております。そういったところからいうと、トイレの数も必要なんだということでございますので、そういった部分でいうと、生活環境改善というのは非常に大変重要なポイントとなっていますので、言葉が不足していると思いますが、コロナというのは第一次的なこの事業を始めたときの目的ではございますけれども、それを踏まえて、さらに今現状でお困りのところ不満があるところに関しては、解消すべきであるというふうに考えてますので、そういった部分を盛り込んだ設計ということで、これ以上の設計の見直しによる減額というのはないのかなというふうに考えております。

●辰田議員（辰田直久） 議長。

●石橋議長（石橋純二） はい、辰田議員。

●辰田議員（辰田直久） 額ということも大切なんですけど、そういったコロナ対応とかいうことを言われてこの建設の目的があるというのを、当初から言われてきました。今町長も矢上高校存続が第一の前提で、そういったものでやっていきたいということもありました。私も矢上高校の卒業生であり、卒業生会のお世話もさせていただいた。この点ではもちろんそういった思いもありますが、しかしながらこの経緯をみとって、それから今の状況、そうした入寮したい生徒さんの希望を聞いたからってそれを全部通しておれば、いろんなほかの福祉とかいろんなものに対しても、そこまでできる余裕があるのか。少し我

慢をしていただくようなことも考える。湯船につかるよりシャワーがいいからって今の時代だから仕方ないとか、それをやっていけばそうかもしれませんが、そのへんやっぱり見直していくべきであるし、極端のことを言われる方は、私もこれは耳がいたいというか考えなきゃいけないと思ったのは、寮というのは町外から来られる生徒さん。3年おられたらまたこの寮が、この寮がいいから来たんだというような生徒さんは私はあまり来てほしくないと思います。矢上高校に惚れてきていただく生徒さんですので、寮がいいからじゃなくて、やはりそういったほかのことの環境を整えていくほうへ重視をしていただいて、ここは最低限今のようにコロナのことを考えられるならそういった対応を重視して設計を今一度考えていただいて、快適な学校、寮生活ができる方法をしていただくことになれば、私は一番いいんじゃないかと思いますが。こういった考え方は解釈の仕方は難しいかもしれませんが、どう思われますでしょうか。

○石橋町長（石橋良治） 議長、番外。

●石橋議長（石橋純二） はい、石橋町長。

○石橋町長（石橋良治） おそらく、外から来られる高校生。寮がいいから来るっていうことではなくて、むしろ矢上高校の魅力を感じて入っていらっしゃる方だろうと思います。その中で、大半生活を送る今の寮が、やはり明溪寮考えた場合に非常に私は厳しい環境ではないかなというふうに思ってますので、ここをなんとか改善しなきゃならんと。それがやはり矢上高校のためにもなるという思いはつよおございますので、何卒ご理解いただきたいなというふうに思います。

●辰田議員（辰田直久） 議長。

●石橋議長（石橋純二） はい、辰田議員。

●辰田議員（辰田直久） はい。明溪寮は確かにそういったかたちのもんだいは理解しておりますが、邑学館ができるときもいろいろと学習施設であるのか、寮であるのかというような、すったもんをやってきた中で今回こういった寮機能としての矢上高校生が入っていただく寮というものを建てられる。しかしながら、こういったご時世、誰も予想だにはしなかったが、その時代にあわせたやり方、誰もが100%満足できなくても矢上高校存続のための趣旨なら今のように寮ばかりでなく、ほかにも手当をしていただいとる点

もあるんですが、ここはやはり今となっては入札の早く事業に取りかかればよかったというだけの問題でもないように今感じましたが、やはり今一度設計を見直し、最終目的であることを重視して、その上で矢上高校のグレードというか、魅力アップさせる方法も私は必要ではないかということをお願いしておきたいと思っております。以上です。

●和田議員（和田文雄） 議長。

●石橋議長（石橋純二） はい、和田議員。

●和田議員（和田文雄） この第10号補正につきましては邑学館の整備事業費の増額ということで、3,225万2,000円増額しております。この増額の要因としては、工事の物価高騰による増額ということで増額分の内容につきましても示されております。それで建設工事費とか電気設備工事、機械設備工事等増額の要因として示されておりますが、この各々の詳細の内訳を、昨日の委員会としても示していただきますようお願いしておりますので、ここでこの詳細について教えていただきたいと思っております。

○田村地域みらい課長（田村哲） 議長、番外。

●石橋議長（石橋純二） はい、田村地域みらい課長。

○田村地域みらい課長（田村哲） 昨日委員会のほうでもご指摘があったところで、なんとかお答えをしようというふうに努力をしたところですが、細かいところが実際にははじけなかったところがございます、口頭でのお答えということになりますけども、総額で7.06%増額したというふうに説明をしておりました。その金額が3,225万2,000円ということがございます。増額要因、何度も申し上げているところなんですけども仮設工事に関して言いますと、県の営繕工事の単価でこれを確認したところ、0.29%増額になったということです。さらにいうと鉄骨の工事。これについては何回も建物の形状をお示しさせていただいた経緯があると思っておりますけども、これは特殊の工程が必要ということでございますので、これは見積もりを徴収して単価をはじいたということでございまして、これは3.1%上がっているということでございます。建具の工事これは特注になりますので、これも見積もりの書類を取り寄せての対応ということで、これが1.5%上がっていたということです。それから土工事。県の営繕工事単価での確認ですけど、これは0.25%上がっております。あとは内外装工事。これも県の単価で確

認をしたところ、3.3%上がっていたということで、内訳としてはそういうお答えしかできませんが、こういったものが全て積み上がって3,225万2,000円という金額になったということで、額の対比でいうと7.06%増額になったということでございます。

●石橋議長（石橋純二） いいですか。ほかにはございませんか。

●中村議員（中村昌史） 議長。

●石橋議長（石橋純二） はい、中村議員。

●中村議員（中村昌史） 今説明のあった増額分ですけども、言われたのは多くて3.3%ですよ。平均して7.06%になるには、バンと上がるものがないとならないと思うんですが。一番大きく上がったものは何なのか教えていただけますか。

○田村地域みらい課長（田村哲） 議長、番外。

●石橋議長（石橋純二） はい、田村地域みらい課長。

○田村地域みらい課長（田村哲） 把握しているものでいきますと、鉄骨工事でございます。

●中村議員（中村昌史） 議長。

●石橋議長（石橋純二） はい、中村議員。

●中村議員（中村昌史） 鉄骨工事は3.1%だと言われた。今言われたのは、平均してみるとこれが7.06%にはならないですよ。

○田村地域みらい課長（田村哲） 議長、番外。

●石橋議長（石橋純二） 田村地域みらい課長。

○田村地域みらい課長（田村哲） 率の比較ではなくて、それぞれの工事で上がった額を積み上げた額が3, 225万2, 000円という額がでます。これが前回の9月の補正額と比較したら、7.06%上がったという示し方、言い方です。

●中村議員（中村昌史） 議長。

●石橋議長（石橋純二） はい、中村議員。

●中村議員（中村昌史） ちょっと理解の仕方が違っているのかもしれない。増加率っていうのが7.06%というのは、何に対して3, 225万2, 000円が7.06%なのか。当初予算に対して。9月の増額後の額に対してですか。計算すればでるんでしょうが。7.06の分母はどこか教えてください。最後なんで、3回目なんで、付け加えて、これもというのを。前回の全員協議会の際に、物価調査会のトータル的な見込でいうと3.5%ということの説明をされたと思います。だいたい工事費として、この2か月間で3.5%ぐらい上がってるんだというふうな説明だと思います。そこと7.06のこの差がどこなのかというところが一つは知りたいので。そこも含めて最後ですので、教えていただければと思います。

●石橋議長（石橋純二） 暫時休憩といたします。

——午前 11時 12分 休憩 ——

●石橋議長（石橋純二） 休憩、11時25分まで休憩といたします。

——午前 11時 22分 再開 ——

●石橋議長（石橋純二） それでは時間はまだ休憩時間でございますけども、皆さんおそろいでございますので、再開をさせていただきたいと思いますが、よろしゅうございましょうか。

（「はい」の声あり）

●石橋議長（石橋純二） それでは再開をさせていただきます。

○田村地域みらい課長（田村哲） 議長、番外。

●石橋議長（石橋純二） はい、田村地域みらい課長。

○田村地域みらい課長（田村哲） すみません、時間を要しました。中村議員のご質問の分母は何かということですが、産業建設常任委員会の資料のところ、9月補正時というところの合計額が、4億5,664万5,000円。でこれに対して、3,225万2,000円増額ということで、その増額の幅がですね7.06%ということでございます。それでちょっとわかりにくかったので追加で説明しようと思っておりますが、仮設工事、先ほど0.29%増と言いますが、額にしまして98万2,000円の増額です。鉄骨工事3.1%上がったと言いましたが、これが1,052万5,000円の増額です。建具工事これが1.5%の増と言いましたが、これが503万2,000円の増額です。土工事これが0.25%の増ですが、これが85万4,000円の増額。それから内外装工事が3.3%の増と説明しましたが、これが1,104万7,000円増。これが大体主だった増額要因でございまして、これを単純に足しますと約2,900万ぐらいになりますので、それともろもろ他にも少ない額のを積み上げた中で、3,225万2,000円ということで、この率のところは加重平均というふうに捉えていただきたいと思うんですけども、そういったことをご説明をさせていただきたいと思っております。

●石橋議長（石橋純二） 中村議員、よろしいですか。

●中村議員（中村昌史） 了解ですけど、いいですか。

●石橋議長（石橋純二） はい、それじゃ議長として認めます。

●中村議員（中村昌史） 足していくと3,225万になったということで、それが4億5,600に対して7.06%だと、計算上はそう。じゃあ、今言われた各仮設工事が98万2,000円でこれが0.29%っていうのが、仮設工事だけで9月補正時からどれだけ増えたのかっていうことが、これが0.29%ということですか。これその話でいくと今足してここが金額でいうと2,900万ぐらいになって、あと他があつて3,200万だと。それは足し算で合う。けど割合でいくとこっちは足し算じゃないですから、それぞれで計算をしたもので出しておかにゃいかんので、ここが7.06になろうと思うとど

っかが大きなところがないとならないですよ。算数で考えても。それがどこなのかって。何が一番上がったのっていうところは金額じゃなくて割合です。そこが今までの説明の中で特殊工事という言い方をされましたけど、県の単価にないもの、鉄骨であるとか木材であるとかってそういう建具もそうですけど、それぞれ見積もりをとりなさいということになってるものがあると思いますね。そのことだと思うんです。特殊工事っていうふうに言われたのは。本来特殊工事っていうのは特許が絡んでおったり、どこでもできることでないようなものを特殊工事っていう表現の仕方をします。だからそういう言い方をされたんだと思うんですが、その見積もりをとらなければならないものがあつたというのが鉄骨と建具だと思います。それが結局、そのどこが一番この割合としてですね、見込みの違いはどこだったのかっていうことです。それが知りたいです。

○田村地域みらい課長（田村哲） 議長、番外。

●石橋議長（石橋純二） はい、田村地域みらい課長。

○田村地域みらい課長（田村哲） パーセンテージのところはですね、それぞれの工事のところは分母ですので、それに対して上がった分に対する増額幅ということで。

●石橋議長（石橋純二） 暫時休憩といたします。

——午前 11時 29分 休憩 ——

——午前 11時 41分 再開 ——

●石橋議長（石橋純二） それでは再開をいたします。先ほど中村議員の質問に対しまして、4回の質問がございました。ただこれは同じ内容の答弁繰り返してございましたので、これから地域みらい課長のほうから答弁をしていただきますが、これを1回とし、あと2回質問ができるようにしたいと思います。よろしいですか。

（「はい」の声あり）

●石橋議長（石橋純二） はい。それでは。

○田村地域みらい課長（田村哲） 議長、番外。

●石橋議長（石橋純二） はい、田村地域みらい課長。

○田村地域みらい課長（田村哲） はい再度資料を見直したところでございまして、増額になったものというのを五つあげましたけども、それについて増額率のところ、今度は工事ごとにはじいた率ということで捉えていただきたいと思うんですけども、仮設工事については額でいうと98万2,000円の増額になりまして、元からいうと11%の増額になります。鉄骨工事については額でいうと1,052万5,000円の増額となりまして、鉄骨工事の中での率で言うと、15.4%の増。建具工事につきましては、503万2,000円の額が増額となりまして、率で言いますと13.4%の増。土工事につきましては金額で85万4,000円の増額で、これは率で言いますと50.3%の増。内外装工事につきましては1,104万7,000円の増額で、率で言うと34.1%ということで、少し率の示し方が違う。これは全体額で最初示しておりましたけども、個別ではじくところといった増額率となるということでございます。

●中村議員（中村昌史） 議長。

●石橋議長（石橋純二） はい、中村議員。

●中村議員（中村昌史） はい、ありがとうございます。もう1回また同じこと聞きますが、それが建設価格の全体的なところの平均でいうと3か月で3.5%だというような話がありました。それから比べて7.06%っていうのが大きいなと思ったんですが、今言われたものはそれぞれ10%以上。大きいところは30%50%も上昇してると。ここのところのその見込みの違いといいますか、なんでっていうのを言ってもしようがないんですけど、その見直しができそうな部分で言いますと、見積もりを徴取しているところというところで、鉄骨工事と建具工事っていうところがある。あとは単価の見方が間違ってたっていうこともあると思いますけども、概ね単価があってそれによっていくとこれだけ上がったんですっていうことだろうと思います。一番こう見直しができそうなのは、その見積もり徴取をしているところ、そこがその見積もりの徴取の仕方をもっとたくさんのところから取るとか、いろいろ手だてができるんじゃないかというふうに思いますけども、あんまり言うんですねこれ言ってまた時間がかかってですね、3か月经ったんでまた上がりましたって言われるのも心外なんで、そういったことをまず検討してもらえるかどうか

ていうところをお聞かせください。

○田村地域みらい課長（田村哲） 議長、番外。

●石橋議長（石橋純二） はい、田村地域みらい課長

○田村地域みらい課長（田村哲） 建築住宅センターのご指摘が今中村議員がおっしゃったところでございまして、当初の設計に対して、見積もりをしっかりと徴取して複数取ってその内容を精査しなさいというのがありましたので、これについてはそういうふうに対応してできたものというふうに認識をしています。ですので、ちょっとこれ以上のところでですね設計を見直すというのは、ちょっと考えにくいかなというふうに思っております。

●石橋議長（石橋純二） よろしいですか。

●中村議員（中村昌史） 議長。

●石橋議長（石橋純二） はい、中村議員。

●中村議員（中村昌史） あんまり個別細かいことはあまり言いたくないところはあるんですが、結局最初町長が言われたように、いわゆる事前のヒアリングであるとか調査だとかっていうのを先にできなかったかというふうなことを言われましたが、この設計業務については基本設計の業務というのはなかったですよ。そういう認識です。いきなり実施設計になって実施設計の中で、ああだこうだああだこうだってやってるんで実際に必要なものはどれだけの。何がいのっていうふうなところがその中で変わるんです。今石見中学校は、それから道の駅にしてもそうですけど、基本構想基本設計というところから入ってきちんと詰めたものでこれをつくってしまおうというものを最初に考えてるから、そこが一つ抜けてたところだろうと思います。前にもその基本設計と実施を分けなさいという話をしたことがあると思いますが、それは今、このそれをやってこの邑学館の工事費がですね下がるということにはならないわけですけども、今後のことも含めてそういった取り組み方をしていただけるかどうかということが1点と。もう一つは要は最初にあがってきた9月の時点で補正があがる前の7月に設計が完了してあるんであれば、その時に出てきた設計書をきちんとそれが業務委託をしてあがってきたものを納品を受けて、はい結構ですっていうふうに判押せば受けた側の責任になるわけですから。そこをきちんと受け

るときに、この単価でいいのこの数量でいいのということを庁舎内でそういうことができるようなね、何かそういう仕組みを作っておかないと業務委託出したんだからそれが間違ったらそれは委託に出した受託してくれた業者さんが悪いんですっていうことにはならないですよ。成果品を受け取って検査をしてはいこれでいいです、オッケーですって受け取ると受け取った側の責任になりますから。そういった体制を講じてきちんと作っていただきたい。そういったことがやっていただけるかどうか2点をお願いします。

○日高副町長（日高輝和） 議長、番外。

●石橋議長（石橋純二） はい。日高副町長。

○日高副町長（日高輝和） はい、ありがとうございます。おっしゃいますように、基本設計のところからしっかりやっていかなければいけない案件だったというふうには思っておりますけれども、邑学館につきましては第一期の現在の邑学館をやった部分のこともありますし、建物もそれほど私どもの考え方としましてあまり複雑ではないだろうというようなこともあったというふうには思っておりますので、完全な基本設計ということで発注してできたわけではありませんでしたので、こういったもう少し詳細なところから詰めていかなければいけなかった部分は大変反省をしているところでございます。金額によってというわけではありませんけれども、特にこういったたくさんの方が利用されるような施設等につきましては今後やはりおっしゃいますようにしっかりと基本設計から入っていくと。ものによってはもちろん基本構想から入っていくような形でやっていかなければいけないなというふうには思っております。ただちょっと少しこれコロナ禍の状況があって時間がない中での対応だったということがありますので、そのへんは少しご理解をいただきたいというふうには思っております。すべてコロナとかウクライナというようなところに原因があるというふうには思っておりません。やはり庁舎内の体制そのものにもやはり問題があってこういった情勢の変化にしっかりと対応できていないところは、やはり反省しながら対応していくべきだというふうには思っております。それから設計書につきまして、特に建築につきましてはチェックをするということが少しおろそかになっていた部分もあったかと思っておりますけれども、そこは庁舎内の体制少し見直してしっかりできるようにしていきたいと思っておりますし、今回県の建築住宅センター等お願いして対応しておりますので、そのへんの外部のお力も借りながら精査できるような仕組みは今後とも続けていかなければいけないというふうには思っております。再々コロナ等のこと言いますが、コロナあるいはウクライナの状況で物価高騰に対してですね、しっかり対応ができていな

かった部分がございます。私らどももいろんな報道でいろんな他の自治体の建築工事が、いわゆる発注ができない、入札しても受け手がないというようなこと、報道等で再々出てくる中でですね、この物価上昇のタイミングをどういうふうに図っていけばいいかというようなことや非常に混乱をしていたのは事実でございます。そういう中でしっかり精査しなければというところと早く発注しなければというところの考え方のバランスが少し崩れてしまったということは、最初町長もありましたけれども反省しなければいけない部分だというふうに思っております。今後いろいろな事業まだ展開していくわけですが、スムーズに事が運ぶように庁舎内の体制等も見直しを行いながら対応していきたいと思っておりますので、ご理解いただきたいと思っております。

●石橋議長（石橋純二）　　ここでお諮りをいたしますが、12時となります。まだ、質問の予定されておる方がいらっしゃるようでございますが、午後に回させていただきます。よろしゅうございませうか。続けてやらしていただいでよろしいですか。

（「はい」の声あり）

●石橋議長（石橋純二）　　はい。それでは12時を若干回ると思いますが、引き続き質疑とさせていただきます。はい。他にございませうでしょうか。

●大屋議員（大屋光宏）　　議長。

●石橋議長（石橋純二）　　はい、大屋議員。

●大屋議員（大屋光宏）　　はい、ずっとやりとりがありましてもともと出たときから事務的に早く進めればそれで問題がなかった話なんだけども思いつつながら、やりとりの中で執行部側にも事務的によくないところもあったという話があったので。どうしても突き詰めればそこにいつてしまうのでそこは触れたくないなと思いつつも、執行部側が認められた話なので、なかなか最後の最後に議会にこれが出てきて議会がこれ認めないといけないよって、議会の責任とは思いつながらそうではないということだと思いつつ。でこれ2回目の補正だからねって言われたけど実質3回目なので。9月にやりますって言われてできなくて、年度をまたぐ必要があるので繰越明許でこれでできますって言ってできなくて、また出てきたってということなので。なかなか執行部側はもうちょっとしっかりして欲しいなと思いつつありますが、それらの中で単純に金額だけの確認を何点かさせてください。1個は

予算書の4ページでいいかと思うんですけど、繰越明許費補正で5億1,154万7,000円なんですけど、これの内訳を教えてください。工事費は4億8,889万7,000円だと思うんですけどその差額という意味です。それと造成自体も繰り越しで行われたんですけどこのものは終了してるんですけど、予算としたら造成工事には残額があるのかなのか。それから設計見直しはできないってのはよくわかったんですけど、あと部材なり材質なりそういう細かいところで品質っていうか物を変えるっていうことはできないのか。実際個人で何かされるとはそういうことも考えながら、やむを得なければ我慢するというかしてくるんですけども、全く今のまんまでやらなきゃいけないのか。少しはそういうところで何とかできるものがあるのかどうかを教えてください。それともう1個。物価上昇をどう見るかってあるんですけど、その予算には物価が上昇したからこの予算ですよっていうのと、これから10か月程度の工事期間中の物価上昇も踏まえて予算を立てるっていう考え方もあると思うんですけど、今回の予算というのは工事が来年の10月なり11月までかかると思うんですけどそれまでの期間を見据えたものなのか。今は今のものであって今後は今後でまた場合によっては補正がありますよってことなのか。それともう1個最後に最終的に完了っていうのは、供用開始がいつかって昨日もあったと思うんですけど今のちょっとやりとりの中でもあと入札等準備していった契約をしていけば、工事が3月、4月になったような話だったのでそこから10か月っていうと、9月10月には間に合わない気がするので大体いつから工事着工でいつで終わる予定なのか教えてください。

○三上財務課長（三上和彦） 議長、番外。

●石橋議長（石橋純二） はい、三上財務課長。

○三上財務課長（三上和彦） 予算の4ページの繰越明許費の補正後の額の内訳ですけども、まず測量設計委託料の関係でこれ工事監理業務にあたりますけども、これが511万3,000円。それから工事請負費は補正後の額として4億9,069万。それから公有財産購入費の残りとして8,000円。それから物品購入費が1,517万6,000円。それと負担金補助及び交付金の関係で水道とか下水とかケーブル加入負担金として56万でございます。

●石橋議長（石橋純二） 暫時休憩といたします。

——午前 11時 59分 休憩 ——

——午後 0時 2分 再開 ——

●石橋議長（石橋純二） 再開をいたします。

○田村地域みらい課長（田村哲） 議長、番外。

●石橋議長（石橋純二） はい、田村地域みらい課長。

○田村地域みらい課長（田村哲） 複数ありましたので一つずつお答えしたいというふうに思います。まず造成工事につきましては予算残がありましたということです。それから部材の見直しという提案がございますけども、なかなかこれは難しいのかなというふうに考えるところでございます。それから工事期間については今8か月から9か月ぐらいというふうに思っています、長くて9か月だと思っています。ですので先ほど他の質疑のときも申しましたように、この議会が終わって公告を出して最終的に札入れが1月の後半というふうになってきますので、そこから議会の承認を経て2月のところで着工してから9か月ということになりますので、大体10か月ぐらいぐらいには工事自体を完了する見込みでございます。ですのでそれから利用開始というふうになってくるので、この秋のところで冬に入るぐらいの間ですかね。そういうところで利用者さんについては入られるのかなというふうに思います。ただこの部分です、将来的に今回の補正予算でそこまで見通した額になるのかって言うのはちょっとここははっきり言ってわからないというところだと思います。要はここまで来たところも、物価上昇というのは私らの考えに及ばないところで起こっているものでございますので、これから上がらないということは保証がございませんので、その部分についてはちょっとなかなか答えに苦しむところでございます。で最終完了は先ほど言いましたように、だいたい長くて9か月後というふうにとらえていただければと思います。

○上田建設課長（上田修） 議長、番外。

●石橋議長（石橋純二） はい、上田建設課長。

○上田建設課長（上田修） はい、先ほどの大屋議員さんの積算の内容でございます。先を見越して積算をしているのかどうかということのお尋ねでございますけども、もとも

とですねこの営繕工事でございますけれども積算の基準がございます。まず国あるいは県が決めております営繕単価というのが基本でございます。それにはないものにつきましては、建設物価とかですね、そういった刊行物によるもので積算をしております。それにはないものにつきましては先ほど来中村議員さんもおっしゃっていただいておりますけれども、見積もりということになっております。この見積もりにつきましては3社以上ということでその徴取して設計額を決めるということになってございます。ですので、あくまでもですね現段階での設計というふうになってございますので、この先ですね物価上昇等あった場合にはですね建設工事の請負契約の中にもございますけれども、そういった物価の高騰に関しましてはそういったスライド条項ってのがございますので、そこで対応していこうというふうに考えてございます。以上です。

●大屋議員（大屋光宏） 議長。

●石橋議長（石橋純二） はい、大屋議員。

●大屋議員（大屋光宏） はい。もう基本的にはあくまでも設計どおり進めていくということだと思うんですけど、造成費のあまりがありますかっていうのは微々たるもんだと思うんですけど、この少しまわせるのかなと思ったけどそれはそれで思っただけなのは置いといて。よくわかんないのが繰越明許の限度額でこうやって限度額の補正自体も珍しいと思うんだけど、これはもう来年度に入ったら上げなきゃいけないときはどうやって補正するんだろう。来年度もまたこれがそのまま補正ができるのかどうか教えてください。それと同じことで備品購入とかが今繰り越し入ってますけど、これも予算上当初予算のまんまなのでこのままいけるのかどうかかっていうところ。で最終的にいつできますかっていうことで10月ぐらいという話がいつも出てきて、一方で町長が寄宿舍は厳しい状況にあるって言われてそれをこのままほっておいちゃいかん。早くしなきゃいけないって意味だと思うんだけど、これ寄宿舍は厳しい状況に僕はないと思うからゆっくり議論をしようと思っとるんですけど、そこははっきりさしておかなきゃいけないと思うんですけど。ちょっとここ数年、県のほうもお風呂とかそのコロナ対策できちっと修繕されたんだと思うんです。あわせて静養室もこの度予算化されとったと思います。そういう意味では4人部屋が大変な状況かどうかは別にして、あんまり厳しいというところの厳しい状況をほっとる人は誰かという責任追及なので、決していいかどうかは別にして最低限のところはきちっと対応されとると思うので、そこのちょっと寄宿舍は厳しい状況かどうかってのは議論をきちっとしないとこの予算が急ぐか急がないのか。じゃあ厳しい状況をおいて何でこんなに遅

れてきたのかって誰の責任だって、議会じゃないですよって言いたいんだけどそうなるので、ちょっと来年度になってこれが補正ができるかどうか一つと、寮の今の現状というのはどういう認識であるのか改めて聞かせてください。

○三上財務課長（三上和彦） 議長、番外。

●石橋議長（石橋純二） はい、三上財務課長。

○三上財務課長（三上和彦） 繰り越したものについては補正はできません。もし来年度に入りまして必要な経費については、来年度の予算の中で補正をしていくということになろうかと思えます。ですから5年度予算に計上していくということになろうかと思えます。

○田村地域みらい課長（田村哲） 議長、番外。

●石橋議長（石橋純二） はい、田村地域みらい課長。

○田村地域みらい課長（田村哲） はい。寄宿舍の状況でございますけども、実際にはこれまでもずっとですね明溪寮の中をですね、寄宿者さんが入るように居室に変えてきて今があるということです。かなり前で言いますと、定員は県のほうの定員は上げてきて何とか寮を利用される方はそこで対応してきたというところがございます。さらに言うと町もですね邑学館だけではまかなえきれないということで、第二邑学館を整備して香木の森に近いところで生活をしていらっしゃるということで、使い切っているというのが現状です。その中でですねコロナに対する対応としましては、コロナの陽性者が出た場合には寮の中では静養室が取れないので県の療養施設のほうにお願いを何とかして、中での感染拡大を阻止してきたというところですけども、今もですねやっぱり一つの部屋に1人陽性者が出ると、その部屋の方々はすべてが濃厚接触者になってしまうという捉え方になります。ですので、4人部屋になると4人の方がそういったリスクを負われるということになります。ですので2人部屋というのは今は邑学館と第二邑学館になります。ですので、そこはもしどちらかって言ったときにはもう1人の方ということで言うと、そこは少しリスクの軽減になってるのかなという意味がございます。でそういったところでですね寄宿者に関してはなるべくなら分散をしたいなというところがありますので、何とか早めに2人部屋仕様に移行して定員を増やすわけではないので、明溪寮はそもそも4人が入れる部屋とし

て2人使いになりますので、もしそういった場合でコロナが発生したときには何とか中での移動ですね、感染拡大を防ぐような利用ができるのかなというふうに思っておりますので、完全にその今寮の状況が安全な状態かというところとそうでないというふうに言い切れると思います。で県のほうがようやく動いていただいて静養棟というところをやっていたかと思いますがこれが6部屋しかなくてですね、一部の生徒さんしかまかないきれないという状況なので十分ではないというふうに思っておりますので、そういったところもやってはもらってありますが完全な対応ではないというふうに思っております。以上です。

●大屋議員（大屋光宏） 議長。

●石橋議長（石橋純二） はい、大屋議員。

●大屋議員（大屋光宏） 予算の立て方とか執行の中で、実はこの補正予算で賛成してあげるのが親切なのか反対してあげるのが親切のかなと思ってまして。役場の中でも4月早々早い時点で、例えば教育委員会のほうは学校トイレの改修を出されてます。それは物価上昇等もあるんで、早く出して予算の中でしたいという姿勢を見せられてるところもある。逆にそうでないところもあるので、姿勢が一致してない中でどちらが正しいのかなという疑問もあります。でもう補正を3回重ねた上に、合わせて来年度工事費が上がればまた補正だよ。繰越事業という形なので絶対に執行部がもう逃げ場なくて、何かが起こっても翌年度には繰り越せない。事故繰り越しがあるけど不細工ですよ、ここまでお願いをやってきて。そういうことで言えばここで1回反対してあげたほうが、議会も反対でしゃあないわ遅れても、みたいな格好がつくのか。どこまでの決意を持って今回本当に出されてきて、絶対やりますよっていうのがあるのかっていうのが問われとるんだと思います。そのやりとりをずっと見ておったわけなので、最後の質問は今後事業するにあたって執行部側の逃げ場どこにあるのか。金額が変われば補正は組めるって話があったと思います。事業完了が間に合わなければもう1回繰り越しかね。で補正を組むにしても先ほどお金の話があったんですけど、金額的にはどこまでも含める話なのか。何らかの制約があるのかなのか。意外と1回認めて次に出てくるのはちょっとの金額だけど、これぐらいなら認めなければってなんだけど、どこまでこれに賛成すれば確保しなきゃいけないのか。そこを教えてください。

○日高副町長（日高輝和） 議長、番外。

●石橋議長（石橋純二） はい、日高副町長。

○日高副町長（日高輝和） はい。今後の進め方でございますけれども、今までの事業の中でこういった何回も事業費を計上し直したりということは、確かになかったと思っております。今後の見通しでございますけれども、もちろんその繰越明許につきましては補正等はできませんので、仮にさらに増額等が必要になった場合には新年度のところでまた対応を協議をさせていただかなければいけないというふうに思っております。そのへん例えば他の市町の例で言いますと、工事中であっても物価上昇等に伴って急激な場合には対応をしていかなければいけないケースが出てまいりますので、そこはお願いをしなければいけないというふうに思っておりますが、ただ発注後のことにつきましては、これは先ほど建設課長も申しましたように契約の中でルール化されておるものでございますので、その中で対応していくというふうに考えております。どういうことが今後起こってくるかいうことは私どもも想定ができない部分もございますけれども、いずれにしましてもこの事業をしっかりやっていかなきゃいけないということはもう間違いないことだというふうに思っておりますので、今後また想定できないこともあろうかと思っておりますけれども、そういう場合には早め早めで相談をさせていただきながら何とか早期にこの事業完了できるようにしていきたいと思っております。よろしく申し上げます。

○上田建設課長（上田修） 議長、番外。

●石橋議長（石橋純二） はい、上田建設課長。

○上田建設課長（上田修） はい。財源のことのお問い合わせでございますけれども先ほどの急激な物価上昇等につきましてですね、請負契約の中でですねスライド条項ってのがございますってことをご説明させていただきましたけれども、そこにはですね三つのスライド条項がございます。一つはですね全体スライドと申しまして長期間、工期がですね1年以上の長い工期の事業でございますが、これ全体的にちょっとずつ物価が上がっていつて、当初よりも1年経ったらそれだけ物価が上がったというところの対応が全体スライドというものでございます。それからインフレスライドっていうのがございます。これ1年間に満たない急激な労務費の上昇だったりとかの対応します。もう一つがですね、よく言われます単品スライド条項ってございます。これ材料の急激な上昇が見込まれるときということでございますが、先ほど申し上げました全体スライドとインフレスライドにつきましては、残工期の2か月までというところ2か月を切るとですねそういったことには対応

できないということになってございますので、その状況時期がですねどういったところなのかっていうところを見極めながら増額というようなところも出てくるんだろうと思います。またもう一つ単品条項は材料費でございますので、これ適宜というところでございます。そこもですね状況見ながら請負者が請求を出してきますので、そういったところをですね受注者のほうで条件出された資料等をですね確認しながら、実際にはどういった額が必要なのかっていうところが出てくるというふうに思っておりますので、現在のところではなかなかそこまで見込めないというところがございます。

●石橋議長（石橋純二） はい、よろしいですか。

●大屋議員（大屋光宏） はい。

●石橋議長（石橋純二） 他にございませんでしょうか。

●鍵本議員（鍵本亜紀） 議長。

●石橋議長（石橋純二） はい、鍵本議員。

●鍵本議員（鍵本亜紀） すいません、おなかもすいてきましたが少しだけ言わせてください。今回はすごいもやもやしてて、ずっといろんなことがなんか引っかかっているんですよ。で給食費の今回236万増えるとかいうのがありましたよね。PTA会長にもお話ししてわかってもらったと思うんです。今から出てきます。今回生徒の意見を聞いてトイレやシャワーが多いほうがいいのかっていう意見とか聞かれてると思うんですけど、結局高校生とかそういうところの意見は大事にして、それ減らせないよねっていうところで減額はできない。片や給食費のほうは自己負担をお願いする。PTA会長にもわかってもらったっていうことなんですけど、金額的に言って、邑学館のほうは165万ですか町の負担が。こっちの給食費のほうはその分お金は出ないのかなとかっていうのも実際そういう事情もあるんだと思うんですけど、財源のこととか外から見たときに町民から見たときにはそれは全然わからないわけですよ。私たち子育て日本村の町民としては、何であんないのが建つのに私らの給食費は増額になるんだろうとかっていう疑問がやっぱり出てくるんですよ。そのへんがすごい違和感で、やっぱり町民の方にこれ説明するときに生徒の意見は聞いていいものができます。でも片や給食費は出せませんっていうのをちょっと私の中で違和感がずっと引きずっているんです。もちろん必要なものだっていうのもわかります。な

のですが何を聞いていいのかわからないんですが、そんなふうに思っています。その町の姿勢として子供を大事、子ども条例も作りました。子育て日本一の邑南町です。っていうのが見えないわかりづらい。町民もそのへんちょっと納得いかないと思うんです。それでちょっともやもやしています。すいません、言わずにおれかったんですがなんて言ったらいいんだろう、と思ってることだけでいいです。すいません。以上です。

●石橋議長（石橋純二） いいですか。

●鍵本議員（鍵本亜紀） はい。

●大屋議員（大屋光宏） 質疑などは一応、何かを答えてもらわないと。

●鍵本議員（鍵本亜紀） そうですね、トイレやシャワーの数が減らせないとかいうそういう生徒の意見を聞いているのに対して、片や町内の住んでらっしゃる現役の子供さんたちの給食費が自己負担でお願いするっていうところの違和感が。

○日高副町長（日高輝和） 議長、番外。

●石橋議長（石橋純二） はい、日高副町長。

○日高副町長（日高輝和） はい、ご意見は承りたいと思います。おっしゃいますように、そういう確かに同じ子育てに関連する事業でありましても、そういうところで納得がいただけないということだというふうには思いますけれども、やはりこの片方はいわゆる建設事業の関連でございます。これは将来に向けて、邑南町のいわゆる将来をどういうふうに考えていくかという、これもやはり短期的なことではなくてやはり長期的なことも踏まえた大切なことだというふうに考えておりますし、逆にその給食等につきましては、やはりこれも住民の方の負担を強いらなければならないようなことになりますのでこれも長期的なことになると思います。それぞれの一つ一つの施策をそういった形で比較するとですね、非常におっしゃいますようにこっちはやるのにこっちはやらんのかっていう比較にはなると思いますけれども、やはりそこは行政としましては、どちらも重要なことということでバランスを取りながらやっていきたいというものでございます。それぞれの自己負担をお願いしなければいけないケースと、それから行政が全体として支えてやっていくということにつきましては少し考え方を違えてやっていく部分もございますので、先

ほど言いましたようなバランスの中で対応していくということなので、どちらも重要ということでは考えておりますのでよろしくお願いしたいと思います。それからこの給食費に限らずだとは思いますが、住民の方のご負担が急激に上がることについては先般の全員協議会でもございましたので、またそれにつきましては当初予算のところ、対応が可能なものについてはできるだけ急激な住民負担が伴わないような対応を考えていきたいというふうに思っておりますので、ご理解いただきたいと思います。

●石橋議長（石橋純二） よろしいですか。はい、鍵本議員。

●鍵本議員（鍵本亜紀） ありがとうございます。すいません。そうですね。やはり行政のできることその財源とかそういうねバランス取りながらとかっていうのは、こちら側の意見としてはすごくわかります。町民から見た時のやっぱりその違和感というのはあると思うのでそこバランス取りながら、ちゃんと情報を町民に伝えながらやっていってもらえればな。ちゃんと子育て日本一を目指してますよっていうのが見えるような感じにならないといけないなとは思っています。すみませんありがとうございます。以上です。

●石橋議長（石橋純二） 他にはございませんか。よろしゅうございますか。

（「ありません」の声あり）

●石橋議長（石橋純二） 無いようですので、議案第124号の質疑を終わります。以上で、議案第109号から議案第124号までの質疑は、すべて終了いたしました。

~~~~~○~~~~~

（散会宣告）

●石橋議長（石橋純二） 以上で、本日の日程は全て議了いたしました。本日は、これにて散会といたします。ご苦労様でございました。

—— 午後 0時 27分 散会 ——